

板橋区立小中学校給食物資共同購入業者登録心得

(趣旨)

第1条 東京都板橋区（以下、「区」という。）が実施する板橋区立小中学校給食物資共同購入の登録に係る業者を決定する場合の選定及びその他の取扱いについては、この心得の定めるところによるものとする。

(共同購入について)

第2条 学校給食で使用する食材について、まとめて発注することにより、計画的に効率良く、安定した価格で食材を購入することができる仕組みを共同購入とする。

第3条 共同購入品の商品一覧（価格表）については、学期ごとに見積書の提出及び物資の選定を経て決定し、作成する。ただし、この決定は、必ずしも選定者から購入することを確約するものではない。

(選定参加の申請)

第4条 選定に参加しようとする者は、「板橋区立小中学校給食物資共同購入業者資格審査登録申請書」（別記様式第1号。以下、「申請書」という。）のほか、必要な書類を添付し、区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会が特に必要があると認めたときは、前項に定める書類のほか、必要な書類を提出させることができる。

(結果の通知及び有効期間)

第5条 前条第1項の規定による申請のあったときは、申請の内容を審査し、登録資格の有無を決定し、申請者に通知するものとする。

2 資格の有効期間は、原則として2年間とする。

(変更の届出等)

第6条 申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を教育委員会に届出なければならない。

- (1) 商号、又は名称
- (2) 代表者、又は受任者
- (3) 所在地、電話番号及びファクシミリ番号、メールアドレス、振込先金融機関
- (4) 使用印鑑
- (5) 組織
- (6) 営業許可及び届出、又は登録の内容（更新を含む。）
- (7) その他必要と認める事項

2 教育委員会は、前項の規定による届出により、又はその他の方法による事実認定により、必要があると認めるときは、前条の規定により定めた資格を変更することができる。

(登録の取り消し)

第7条 選定登録者が次の各号の一に該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他として使用した場合は、登録を取り消す。

- (1) 選定において、その公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (2) 学務課による監督、又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (3) 正当な理由がなくして納品を履行しなかった者
- (4) 契約に関して贈賄等の不正行為をした者
- (5) 暴力団員等である者、又は暴力団員等と経営上の関係をもつ者
- (6) 法令に基づく各種税金（法人税、所得税、消費税、都道府県税、市区町村税など）を滞納した者
- (7) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第8条 選定者について、納品の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、登録を取消すことがある。

(選定の基本的事項)

第9条 選定参加者は、「見積書」（別記様式第2号）、その他登録に必要な条件を検討のうえ選定に参加しなければならない。なお、選定に参加できるのは、第5条の登録資格をもつ者のうち、見積書の物資の取扱いがあると教育委員会が判断した者に限る。

- 2 見積書の誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、選定者は、その誤記又は脱落を理由として選定品の納品を拒み、又は決定金額の増額を請求することができない。
- 3 第1項の選定は、単価により行わなければならない。
- 4 物資は、価格により決定する物資と品質と価格を加味して決定する物資とに分け、物資の選定は価格競争及び官能検査により行う。

(選定)

第10条 選定参加者は、見積書に必要な事項を記載し、記名のうえ、日時、場所、方法及び区職員の指示に従い、提出するものとする。

- 2 前項の選定参加は、代理人により行わせることができる。この場合において、当該代理人により見積書提出期限まで委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ委任状を届け出てある場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による見積書の提出は、持参、郵送、電子メールにて行うものとする。

(見積書の書換等の禁止)

第11条 選定参加者は、その提出した見積書の書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

(選定の無効)

第12条 次の各号の一に該当した見積書は、これを無効とする

- (1) 選定に参加する資格のない者が、提出した見積書
- (2) 見積書が所定の日時及び場所に提出されないもの
- (3) 見積書の記載事項が不明なもの又は見積書に記名がないもの
- (4) 同一事項の選定について、複数の見積書を提出したもの
- (5) 見積書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (6) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (7) 同一の見積書に2件以上の見積事項を連記したもの
- (8) 前各号のほか、選定参加条件に違反したもの
- (9) 見積書を登録した電子メールアドレス以外より提出されたもの

(選定の取りやめ等)

第13条 選定参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、選定を公正に執行することができないと認められるときは、当該選定参加者を選定に参加させず、又は選定の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(選定者の決定等)

第14条 選定参加者のうち、最低価格を示した者又は官能検査で選定された者を選定候補者とし、区立小中学校給食物資購入運営協議会常務委員会において、選定者を決定する。

2 選定者の決定後、教育委員会は、選定者に詳細な積算内容の提出を求めることができる。

(再選定)

第15条 その時の物価状況により、見積期限までに価格の決定ができず見積書の提出がないときは、直ちに、再度選定を行う。

2 再度選定に参加することができる者は、初度の選定に参加した者のうち、当該選定が第7条に該当しない者及び、第8条の規定により無効とされなかった者に限る。

3 3度目の選定を行う場合は、第1項から前項までの規定を準用する。

第16条 選定品決定後、不測の事態により商品が欠品となり、納品が不可能な場合、原則再選定を行う。ただし、再選定にあたり早急に常務委員会の開催が困難な場合、価格競争及び官能検査において次点の者を選定者とし、必要書類等の提出をもって教育委員会が審査し、選定品を決定する。

(選定結果の通知)

第17条 選定者が決定した後、決定価格を選定参加者に通知する。

(庶務)

第18条 選定の庶務は、教育委員会事務局学務課において処理する。

(委任)

第19条 この心得の施行について必要な事項は、教育委員会事務局次長が定める。

令和8年8月31日改定